

原子力災害に関する飼料作物の収穫と利用

福島県農林水産部

(アンダーラインは「がんばろう ふくしま!」農業技術情報(第3号)
(4月24日発行)からの変更内容です)

農林水産省消費・安全局から、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値」が示され、県内における牧草の第1回目のモニタリング検査を行いましたので、その内容をお知らせするとともに、今後の飼料作物の収穫と利用についてお知らせいたします。

1 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値

(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知より抜粋)

区 分	粗飼料 1 kg 当たり(実重量)の最大値	
	放射性ヨウ素(Bq/kg)	放射性セシウム(Bq/kg)
乳用牛 (経産牛及び初回交配以降の牛)	70	300
肥育牛 (出荷前15ヶ月程度以降の牛)	農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料	300
乳用牛及び肥育牛以外の牛 (供用後、肉用として出荷する場合を除く)		5,000

注) 暫定許容値は乳用牛から生産される生乳や、通常の肥育期間(15ヶ月以上)で肉用牛から生産される牛肉が食品の暫定規制値を超えないように、現在の科学的知見に基づき設定されました(ただし、水等粗飼料以外の影響は考慮していません)。

放射性ヨウ素は半減期が短いことから、収穫時に暫定許容値を上回っていても収穫後に一定期間保管することにより、暫定許容値を下回ります。

暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実重量当たりの濃度であり対象には放牧地の牧草も含まれます。

(1) 暫定許容値に関する情報

農林水産省消費・安全のホームページに詳しい情報が掲載されましたので、以下のURLから参照ください。

畜産農家の皆様へ(その2)~原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の目安について~

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/c_minasama_2.html

畜産農家の皆様へ(その3)~原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について~

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/c_minasama_3.html

(2) 放射性ヨウ素の基準について

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班より、乳用牛以外の基準となる「農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料」については、「放射性ヨウ素の濃度が野菜類の暫定規制値¹を下回っていること」との内容が示されました。

これを受け、県は牧草等のモニタリング検査を継続して実施し、乳用牛以外の区分の粗飼料中の放射性ヨウ素の暫定許容値は、野菜類の暫定規制値を基準として、給与と放牧の実施を判断します。

1 野菜類の暫定規制値：2,000Bq/kg

2 牧草等の放射性物質モニタリング検査

県では、今後に収穫と利用を予定している県内の牧草等の安全性を確認するため、牧草の生育状況等を考慮し、県内7ヶ所でモニタリング検査を実施しました。

その結果、7ヶ所全てで乳用牛と肥育牛の暫定許容値を、1ヶ所が乳用牛と肥育牛以外の牛の暫定許容値を上回りましたので、引き続き自給飼料の給与は、原子力発電所事故の発生前に刈り取り・保管された乾草やサイレージのみを使用してください。

また、牧草等の給与と放牧の実施に向けて、速やかに今回のモニタリング実施地区を含め、対象地区を拡大して検査を実施します。

牧草の放射性物質モニタリング検査結果

試料番号	市町村	放射性ヨウ素 ² (Bq/kg)	放射性セシウム ³ (Bq/kg)
1	福島市	26	770
2	二本松市	ND	580
3	田村市	120	2,700
4	平田村	30	610
5	西郷村	33	2,700
6	鮫川村	34	2,400
7	相馬市	170	9,200

2 放射性ヨウ素131

3 放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値

3 牧草（秋播きエン麦、ライ麦を含む）の収穫と利用

5月上旬に、対象地区を拡大してモニタリング検査を行います。

今後継続して行うモニタリング検査の結果により、畜種区分や保管期間、給与量調整による利用の方法等を国と協議しながら検討していきます。

今回のモニタリング検査で、乳用牛及び肥育牛以外の牛の暫定許容値を大幅に超過した地域を除き、収穫適期を迎えた地域では、牧草等の収穫調製を行い保管してください。

今後のモニタリング検査結果を踏まえ、利用の可否、継続保管又は処理方法についてお知らせします。

原子力発電所事故後に収穫した粗飼料は、事故前等の他の粗飼料と区分して管理してください。

4 これから作付けする飼料作物

平成23年度の飼料作物については、作付制限は行われません。

ただし、収穫前・給与前にモニタリング検査を実施し、給与可能かを判断します。

なお、計画的避難区域では、おおむね1ヶ月を目処に計画的避難を実行されることとされており、実態としては作付は困難かと考えます。緊急時避難準備区域でも、自主的避難や緊急時の屋内退避等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合でも、一定の制約を受けることに注意してください。

(1) 飼料用とうもろこし

作付けを行う場合は、作型にあわせて5月上旬より播種を行ってください。

(2) 飼料稲（飼料用米含む）

「稲の作付けに関する考え方」に基づき、作付け制限以外の地域では作付けが可能ですので、作型にあわせて、直播や移植等の作業を行ってください。

・稲発酵粗飼料の留意事項

飼料作物と同様にモニタリング検査を行います。その調査結果によっては、給与できない可能性や飼料用米への転換、一定期間⁴の保管をお願いする場合があります。

こうした事態によって生じる可能性のある収穫・売買の問題を回避するため、暫定許容値が低い乳用牛や肥育牛への給与を想定している場合にあっては、可能な限り飼料用米等への切り替えを検討してください。

4 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)は、放射性ヨウ素が暫定許容値を下回るまでの期間乳用牛以外は、農産物出荷制限が解除されるまでの期間(野菜類の暫定規制値を下回るまでの期間)等

5 放牧の実施等

当分の間、放牧は行わないようにしてください。

繁殖雌牛や乳用育成牛(初回種付け前までに限る)の放牧を予定している場合でも、
次回のモニタリング検査結果が分かるまでは放牧は行わず、開牧に向けた準備(牧柵等の放牧施設の点検、修繕等)を進めてください。

6 粗飼料の確保対策

当面、粗飼料が不足することが想定されることから、必要な粗飼料のモニタリング検査を実施し、利用可能な粗飼料の判断に努めるとともに、県内の農業者が必要な十分量の粗飼料を確保するため、県内関係団体及び飼料メーカーに対し協力を依頼するほか、国に対し購入飼料の供給体制に万全を期すよう要望していきます。

問い合わせ先

農林水産業に関する相談窓口(電話:024-521-7319)

ホームページ

農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gijyutsufukyu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁

福島モバイル県庁 お知らせ・各種情報 農業技術情報

URL http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile2/kenkyuugijyutu/mobiile-naugyou/15_naugyugi_jyutu_johou.html?_pxi=YzshN3LHREF8xiLlDQ...



モバイル版は、こちらから、ご覧いただけます。